

京都学派の法思想について

——その源流としての佐々木博士と恒藤博士——

田 畑 忍

目 次

- 序 節
第一節 佐々木惣一博士の法思想（以上本号）
第二節 恒藤恭博士の法哲学

序 節

法学の分野に於ても、京都学派ということが言われている。もちろんそれは、いわゆる東京学派に対してであつて、そのことは東京学派の時間的な学問的先行を意味している。だからその意味で、東京学派なくして、京都学派はない、ということが言えよう。しかも京都学派は、東京学派の一部の権力主義的な傾向に対する否定の立場をとっている。

京都学派の法思想について

その意味に於て京都学派には、その共通の傾向として、権力に対する抵抗的精神の強いことが指摘される。すなわち京都学派の法思想の特徴は、何等かの意味と程度とで、反権力主義的であり、また客観主義の立場をとっているところにある。^(註)

佐々木惣一博士の憲法学・竹田省博士の商法学・滝川幸辰博士の刑法学・末川博博士の民法学・恒藤恭博士の法哲学等々、いわゆる京都学派の原流は、すなわちそれぞれにニュアンスのちがいはあるが、客観主義・反権力主義という点での共通性が、その学説に於ても、またその実践に於ても見られるのである。言葉を換えて言うならば、それらの客観主義は、進歩主義と反官僚主義とに密接に結びついている、と言うことになる。従つて、後者のたいせつな要素を失つたとき、その客観主義は崩れ去つて、主観主義に移行せざるを得ない。そして、それは京都学派の資格を本質的に欠くことになる。また逆に、進歩主義と反官僚主義又は反権力主義の度合が強められるとき、その客観主義は必ず鮮明になり、京都学派らしくなるのである。

ここではしかし、特にそうした京都学派の法学の客観主義・進歩主義・反権力主義について、詳しくまた深く問題を掘り下げた考察をしようとするのではない。ただ、京都学派を大きく代表する佐々木博士の法について思想と、それを法哲学の中に発展された、と考えられる恒藤博士の法観と法学観について、粗描を試みようとするにすぎないのである。

(註) この点については、例えば黒田了一教授も、其の著『学習憲法学』を始め、「憲法の解釈の一考察」「憲法学の方法」等の諸論文に於て、とくに佐々木惣一博士について同趣旨の指摘をされている。鈴木安蔵教授、中村哲教授亦然りであるが、小林孝輔教授(「憲法学における論理主義的法実証主義の現代的意義」及び拙稿「法の解釈に於ける主観主義と客観主義」「憲法学に

於ける論理主義的法実証主義」等参照)はすこしく異った見解を述べられている。長谷川正安教授(『憲法判例の研究』『昭和憲法史』等参照)になると、その点でいっそう異った見地を取られている。しかし、ここでは、それらの問題について、これ以上には立入らないことにする。また、末川博士の如き、京都学派というものの存在を疑問視する立場も、或る意味では正しいと言い得られるのであるが、私は其の立場に立つことはできない。

第一節 佐々木惣一博士の法思想

(A) 初期に於ける佐々木博士の法概念

佐々木惣一博士が、明治四十三年(一九一〇年)に出版された『日本行政法原論』に於て述べられている法の概念は、「法国家命令説」と呼ばれるものである。それは次ぎの如くに説明されている。「法トハ意思体相互間ニ於ケル自由意思ノ発動ヲ絶対的ニ指定スル国家の一般的命令ナリ」(同書、二頁)。しかして、「命令トハ或意思体ノ一定ノ行為又ハ又ハ不行為ヲ要求スル意思表示ヲ謂フ法ハ国家ノ命令ナリ即チ国家カ他ノ意思体ニ対シテ一方的ニ一定ノ行為又ハ不行為ヲ要求スルノ意思ヲ表示シタルモノナリ法カ命令ナリト云フハ法ノ内容ヲ示スモノニシテ法ノ遵由力即チ意思体カ法ニ遵ハサルベカラザルコトヲ示スニ非ス意思体カ法ニ遵ハサルヘカラサルハ法ノ内容ノ如何ヲ問ハスシテ然リ法ノ遵由力ヲ生スルハ法ノ内容カ命令タルノ結果ニ非スシテ全ク別箇ノ根拠ニ基クモノトス法ハ往々外見上命令ノ形成ヲ有セサルコトアリト雖其ノ内容皆命令ニ帰着セサルハナシ」(同、三頁)、と説明せられる。さらに、法は「一般的命令」(「規則」)であつて、「処分」たる「箇別的命令」ではない(同、五頁)、とされる。すなわち、「一般的」という点に、法の性格を把え、また「法ハ自由意思ノ発動ニ対スル命令」(同、九頁)であり、「意思体相互間ニ於ケル意

京都学派の法思想について

思ノ発動ニ対スル命令」(同、一〇頁)であり、さらに「意思ノ発動ヲ絶対ニ指定スル命令」(同十一頁)であるとして、「絶対的」という点で、「相対的に指定する命令たる道徳」と区別されるのである。

しかして、「意思体カ法ノ指定スル方向ニ從テ意思発動ヲ為ストキハ之ヲ法ノ行ハルト云フ法ノ行ハルルコトハ法ノ法タル要件ナリ故ニ一旦行ハレタルモ行ハレサルニ至レハ法ハ真実ノ意味ニ於ケル法タルノ性質ヲ失フモノト」(同、一二頁)、される。すなわち、「法たるの性質をもった法」の存在と、「法たる性質を失った法」の存在とを区別して考えられているのである。いわば、「生ける法」と、「死せる法」とを、「行ハレル」と、「行ハレサル」こととによって区別されるのである。なお、佐々木惣一『日本行

しかし博士は、初期のこのような「法国家命令説」を、のちに変更されるようになった(なお、佐々木惣一『日本行政法総論』「法の根本的考察」(法学論叢十ノ一)等参照)。

(B) 後期に於ける佐々木博士の法概念

第一。『日本憲法要論』に示された佐々木博士の法概念
『日本行政法原論』の出版から丁度三十年を経過して、昭和五年(一九三〇年)に出版された『日本憲法要論』で示されている佐々木博士の法の概念は、著るしく異つたものになっている。すなわち博士は、従来の「法国家命令説」を放棄されて、「茲ニハ唯其ノ本来ノ概念ヲ示スノ外ナシ」として、「法ハ社会生活ニ於ケル人類相互ノ活動ノ限界ヲ定ムルガ為ニ正当ニ強要スル行為ノ規範ナリ」(同、五頁)、と定義されている。そこには、「国家的生活」の代りに「社会的生活」、「命令」の代りに「規範」の用語が見出される。すなわち、それは「社会規範説」的の法概念といふことになるであろう。

博士は、かくの如き法の定義を説明して、「先づ法ハ規範ナリ」とされる。そして「規範トハ人類ノ意識作用ニ於て必然的ニ承認セラルベキ法則ヲ謂フ。……即チ規範ハ人類ノ意識作用ニ対スル標準ナリ（例「人ヲ愛スベシト云フガ如シ」）。唯人類ハ規範ノ法則ニ従フベキコトヲ意識スルモノモ而モ之ニ従ハサルコトアリ。然レバ規範ノ法則ニ対シテハ之ニ違反スル事実生ズルコトアリ、規範ノ法則ハ之ニ違反スル事実ノ生ジ得ルコトヲ前提トス。法則ニシテ規範ノ法則ニ対スルモノニ自然ノ法則アリ。自然ノ法則トハ事実トシテ生起スルモノ、関係ヲ示ス所ノ法則ヲ謂フ。即チ事実関係ヲ説明スルモノナリ（例、「物ハ高キヨリ低キニ落ツ」ト云フガ如シ）。自然ノ法則ハ事実トシテ生起スルモノヲ示スガ故ニ、其ノ法則ニ対シテハ之ニ違反スル事実アルコトヲ得ズ」。すなわち博士によれば、法は、かくの如き自然の法則ではなく、「規範ノ法則」であり、とくに「行為ノ規範」である。しかして、「行為トハ人類ガ意志ヲ活用シテ外部的態度トスルモノヲ謂フ」。これに作為（「外部的態度ヲ惹起スルコト」）と不作為（「従来ノ外部的態度ヲ維持シテ新ニ外部的態度ヲ惹起サセルコト」）がある。「即チ行為ノ規範トハ人類ガ意志ヲ活用シテ外部的態度トスルニ当テ必然的ニ承認セラルベキ法則」であるが、さらに「法ハ行為ノ規範」として、「意志ノ作用ニ対スル標準」であり、「意志ノ作用ニ依テ外部的態度トスルモノニ対スル標準」であつて、「論理ノ法則」及び「美ノ法則」と異なるものであり、更に意志の「心術ニ対スル」規範（道徳）に対して、意志の外部的態度ニ対スル規範である、と説明せられている。

更に博士は、筆をすすめて、「法ハ社会ガ強要スル規範」であることについて、「社会ガ規範ヲ強要スルトハ社会ガ人類ニ対シテ規範ノ法則ヲ規定シ人類ノ必ス之ニ遵守センコトヲ要求スルヲ謂フ」（同、六頁）、とせられる。先づ規範の社会的規定について、社会の意志と個人の意志との関係を考え、社会の力は「多数の人類ノ意志ノ接触ニ依リ多数ノ意志ヲ基礎トシテ成立ス。其ノ接触スル意志ハ多数ナレドモ其ノ作用ハ一ノ力ナリ。之ヲ其ノ社会ノ意志ト云

ヒ、其ノ力ヲ其ノ社会ノカト云フ。社会ノ意志及ビ力ニ依テ其ノ多数ノ人類ハ一体トナルナリ。社会ハ右ノ意志ニ依テ個々ノ人類ニ対シテ法則ヲ規定シ之ヲ其ノ行為ノ標準ト為ス」（同、七頁）と言ひ、制度による規定と、制度によらざる規定とがある、とされる。そして、「法ハ社会ガ人類ノ必ず遵守センコトヲ要求スル法則」であるが、事実上遵守せられるか否かは問題ではなく、「必ず遵守センコトヲ要求スルモノナル限り、法タルニ妨ゲナシ」（同、八頁）とせられる。また法は、個別生活でなく、「社会生活ニ於ケル人類相互ノ活動ノ限界ヲ定ムルガ為ニ」社会の強要する規範であることを説き、「社会生活上ノ制限」をする規範であることを論じ、最後に、「法ハ社会ガ正当ニ強要スル規範ナリ」（同、十頁）とし、「正当ニ強要ストハ強要スルコトガ一般人ニ依テ承認セラルルモノナルコトヲ謂フ」（同、十頁）となし、更に威嚇的のもの、強制的のもの、及びその何れでもないものがあり、威嚇性・強制性を以て法たることの要件としないとする説を樹てられているのである。

以上の叙述で明らか如く、『日本憲法要論』で示されている佐々木博士の法の概念は、「法社会規範説」であつて、「法国家命令説」ではない。すなわち博士は、規範を規範の法則と考へて、法則の一種なりとし、更にまた社会の命令であるとせられるのであるが、これをとくに国家の規範であり、国家の命令であるとはせられない、また「行われる」と「行われざる」とによつて、法であると「ない」との区別をせられない。故に、それらの点で、それは、前示の如き、その初期の国家命令説的法概念とは全く相異していることが知られるわけである。

しかしながら、「憲法、皇室典範、皇室令、法律、命令及ヒ不文法ハ、スヘテ国家の意志表示」としての命令である（同、一〇五頁以下、一七五頁、一八二頁、五七四頁、六〇二頁及び二二頁以上参照）とせられ、これらの「現今存在スル国家ノ数ニ相当スル数ノ国家ノ法ノ体系」に対して、「一個ノ国際社会ノ体系」に対する「一個ノ国際社会ノ法ノ

体系」と、さらに国家内に於ける自治体それぞれの法体系があるとせられ、さらに国際社会の法体系は、国家の法体系との間に関係はあるが別体系のものであり、国家内の自治体の法体系は国家の法体系とは、それ自身別の一個の法体系であつて、しかも「国家ノ規定スル法規ト合シテ一個の体系ヲ成スモノト」(以上、同二〇頁)、されているのである。つまり、佐々木博士は、社会規範たる法に、国家たる社会の法と、国際社会の法と、国家内の自治体(法律共同体)たる社会の法とを大別されているのであり、従つて法は必ずしも国家の規範または命令には限らない、と言ふことになるのである。

このように、法を広く社会の規範である、とせられるにいたつた佐々木博士の法の問題は、それ以降の戦前・戦中の時代を通して、概して変わるところがなかった。例えば、『憲法・行政法演習』三卷(昭和十六・十七・十八年、一九四一、二・三年)の、それぞれの巻頭に設けられている法論を見ても、明らかにこのことを知ることができる。のみならず、戦後、日本国憲法の時代になつてからも、そのような広い法社会規範概念自体についての変化は、見られないのである。

第二。『日本国憲法論』(昭和二十四年、一九四九年)に示された佐々木博士の法概念

旧帝国憲法の解釈論著たる『日本憲法要論』(昭和五年、一九三〇年)で示された法社会規範説は、二十年後の新日本国憲法の論著たる『日本国憲法論』(昭和二十五年、一九五〇年)に於ても採用されている。ただその表現が異っている。すなわち、法を次ぎの如くに定義されている。曰く「法とは、社会が、正義に適合して社会生活の秩序を立てるため、人間相互の活動を限定しようとし、人に強要する行為の規則である」(同、三三頁)。すなわち博士は、「規範」という表現をやめて、これを「規則」という用語に変更し、法が「行為の規則」であり、「社会が人に強要する規則」で

あり、「社会が社会生活の秩序を立てるため、人間相互の活動を限定しようとする、行為の規則」であり、「正義に適合して社会生活の秩序を立てるために、人間相互の活動を限定しようとする行為の規則」であるということについて、整然として順を追った説明をされている。しかし、法が、特に「国家」の規則である、というようには説明されていない。すなわち、法を広く「社会の」規則である、とされているところに、その法概念の後期的特徴が認められるのである。

そして、「ここに規則とは人の意識作用に対する抽象的の規範をいう」(同、三三頁)とされ、法がとくに強要的な行為規範であって、その目的が社会秩序の維持にあること、そして、「正義に適合して」(同、三七頁)いなければならぬことを強調されるのであるが、「正義適合」を強調されるところに、その以前の法概念にあった「正当」の表現を強化されたあとが見られる。すなわち博士は、「正義」について次の如き見解を展開されているのである。「人は正義の概念を有し、社会生活において正義の実現せられることを欲求する。正義の実現せられる社会生活の様相は、種々の方面より考えられるのであるが、社会における人相互の関係が正義に適合して確立している、ということが最も必要である。そのためには、人の社会生活事実について、人相互の関係を正義に適合して定める規範がなくてはならない。その規範が従われるとき、正義が実現せられる、と考えられるのである。法は即ち右の規範を定めるものである。されば、社会の人の相互の関係が正義に適合するように、秩序を立てるということが、法における理念である。この理念を実現する形態として法があるのである。尤も、このことは、一つの社会の法というものを全体として見ていう。即ち、一つの社会の法は、全体としていうときは、その社会の人もつ正義という観念の展開する形態である。人がこれにより正義の実現に向っているという意味で、正義が法の目的であるといえる。故に、社会発達の時々の段

階において存する、その時々々の現行の法の個々の規範が正義に適合しないことがあっても、その故に、法の理念が正義である、ということをお妨げるものではない。今日、法と呼ばれる規範が、右の如く、正義の実現のために要求せられる規範であること、疑ない」(同、三八頁)。

以上の引用で明らかな如く、佐々木博士の「正義」の観念は、法内在的正義の観念であって、法外在的又は超法的正義の観念ではない。すなわち、博士が正義を法的正義として思考されるものであることは、「その規範が従われるとき、正義が実現せられる」と考えられ、また「……法は……、その社会の人もつ正義という観念の展開する形態である」とされ、また「正義が法の目的である」とされ、「法の理念が正義である」と言われていることによつて明らかである。しかし、もちろん、それは法以外に正義がないという思想の現れではなく、「社会人もつ正義という観念の展開する形態」の一つと考えられていることもまた疑いのないところである、その意味に於ては、「法の外にも正義」があると思はれるのである、と言わねばならない。すなわち博士の立場は、決して法万能論(または法的正義万能論)ではない、むしろこれを排斥されるのである。法万能論の「誤謬」について、博士は、その別の著書(『憲法・行政法演習』第一巻)で、痛論されているところである(同書、一六頁等)。これによつて、博士の「法的正義論」は、決して「法万能論」ではないことが明かである、と言えよう。そのみならず、その法万能否定論は、博士の法論の一特質をなすものであるが、そのことについては後述を必要とするであろう。

なお佐々木博士は、法を強要する社会を「法社会」又は「法共同体」となし、これに、「国家」と「国際社会」(又は国際団体)の二を分ち、「世界社会」は未だ法社会ではないとされる。しかして、国家の法を「国内法」、国際社会の法を「国際法」といふといふ、国家内の「自治団体」の法は、国家の「法と合して、その国家の国内法という一の

法体系を成すのである」とせられている、等の点については、その旧著に於ける見解と異るところがない。

以上、佐々木博士が、法について如何に概念されているか、大体のところを明らかにしたのであるが、最後に、その法思想の特質の何たるかを知る必要があり、そのためには、博士の道德観又は道德と法との関係についての見解を吟味する必要がある。それは、すでに一言したとおり、佐々木博士は、法万能論を強く斥けられているのであり、その辺りに、博士の法思想の特質が窺えるからである。それ故、法以外の規範殊に道德にかんする博士の見解について、論及しておかねばならないのである。

(C) 佐々木博士の道德にかんする見解

佐々木博士は、法以外の規範として、「風習」と「道德」と、「宗教義」とを数えられている。

そして、道德については、これを「行為の規範」でなく、「心術の規範」であるとして、かつて「意志ノ発動ヲ」「相對的ニ指令スル命令」であるとされた其の初期の見解を改めて、次ぎの如くに定義されている。曰く。「道德は、人が、人であるがために、心術の規範として自律的に要求するものである」。

すなわち博士は、道德と呼ばれる規範を、心術としてあるべきものを規定する規範であるとせられ、道德は「行為としてあるべきものを規定する規範である。行為としてあるべきものを規定する規範ではない。これ道德の法と異なる一点である」とされるのである。もつとも「法は、行為を規定して、人の行為の法上の取扱を定める場合に、人が如何なる心術例えば動機でその行為を為したか、という点に着眼」することがあるが、それは心術に基く行為の取扱を定めるのであって、心術を定めるものではない。「道德も、或行為を為すべく又は為さざるべきである」という言葉で、示されることが普通であるが、併し、それは、実の意味では、その行為を為し又は為さない、という心術を持つ

ことを要求するのであって、その行為という外的態度を要求するのではない。即ち、一見道徳が行為を定めるかのように見えるけれども、そうではないのである」。佐々木博士は、このように道徳を心術の規範とされると同時に、「自律的に要求する規範である」として、「いわば、人が、自分で、あるべきものを判断して、自分に要求する……ことを良心の要求という」、すなわち「社会により要求せられるのではない。これ法の道徳と異なる一点である」とせられるのである。しかし博士は、このように、道徳は人々により異なる規範であり、そして「社会により要求せられる」他律的規範ではない、とされながら、しかも個人的規範ではなく、「根本において同様の規範を要求する」社会的規範であることを、特に注意されているのである。

さらに博士は、自律的な心術の規範たる道徳は、「人が人であるがために、自分に要求するものであり」、人が人であることそのことのために必要であるのであって、他のことのために、必要であるのではない。……法が社会生活において正義を保持するために必要である、というのと異なる」とされ、道徳の自律性徹底の考えを明らかにされているのである。

すなわち博士は、法と道徳の規範としての区別について、「規範として要求せられる人間の態度の差異にあるのではな」く、「その態度の要求せられる方法の差異にある」とせられているのである（以上、『日本国憲法論』四〇―四二頁参照）。博士が、道徳と法とを、このように区別される其の見解は、その旧著『日本憲法要論』（昭和五年）及び『憲法・行政法演習』第一卷（昭和十年）に於ても示されているところであるが、ただ新著『日本国憲法論』と、その表現に於て異なるところがあるにすぎない。

なお、前示の如く、博士は、法及び道徳のほかに、「習律」及び「宗教義」も社会規範である、とされる。しかし

て宗教義又は宗教の教義とは、「主観的には、人が、全能の絶対者を信仰して、生活の全面においてこれに帰依している心霊上の状態」たる宗教の一側面として、客観的に「人が、右の絶対者の意思に基て要求せられ、そのままに従うべき、と信仰する条規」(『日本国憲法論』四二頁)であるとされ、習律とは、「社会生活における慣習」中、「社会が人の行為の規範として待望するもの」(同、三九頁)である、とされるのである。

(D) 佐々木博士に於ける法万能論の否定

これまでの叙述に於て明らかな如く、佐々木博士は、法のみを社会規範であるとせず、法を社会規範の一つとして、他の社会規範と並列する関係に立つものと考えられているのである。従って、そのような法思想は、法万能論ではなく、むしろ法万能論を積極的に排斥するものである。すなわちそれは、次ぎの如き積極的なその主張によって、極めて明瞭である。

曰く「人は、社会生活を為すに当り、右の諸種の規範、規則、社会秩序の存することを忘れてはならぬ。法たる規則、規範、法秩序以外の諸種の規範、規則、社会秩序をも尊重しなくてはならぬ。法の規範、規則、法秩序のみを特に尊重し、これに従うことを以て十分とする、という一種の法万能の思想を持つてはならぬ。人が社会生活を為す場合に要求せられる規範という意味で、社会規範の言葉を用いることがある。以上の規範は皆社会規範である。又、社会が要求する規範という意味で社会規範という言葉を用いることもある。この意味では、風習中の習律は社会規範であるが、道徳、宗教は社会規範ではない」(『日本国憲法論』四二―四三頁)。また博士は、他の著述(『憲法・行政法演習』第一巻)に於て、法万能論の「誤謬」であることを強く指摘し、「吾々は往々其の誤謬に陥ることは誤謬ですが、吾々は之に陥ることがあります。それは、法規範は単に社会規範の一に過ぎぬ、とゆうことの認識が不十分であり、又は

之を忘れる、とゆうことの結果であります」(同、一六一—一七頁)と説き、更に次ぎの如くに論断される。

曰く「吾々の社会生活は、全部法に依て規律されているのではなく、法に依て規律されていない部分もあります。法に依て規律されている範囲に於て、吾々の生活は法内の生活があり、自ら警戒しなくてはなりません。尤も、法万能論又は法律万能論とゆう言葉は、通常よく用いられて、何事でも法律で定めることが出来るとか、何事でも法律で定めよう、とか、又は、法律を取扱う者が實際界に力を持つ、とか、ゆうようなことを指すものの如くであります。私は、今、それを消極的の方面から見て、法規範でなくては社会生活を規律する實際上の作用を為さぬ、とする考を法万能論とゆうのであります。法万能論であります、法に依て規律されていない部分は法外の生活であります。法内の生活のみに関して法規範があるのであつて、法外の生活に関しては法規範はないのであります。」(同、一七頁)。

しかし、「法規範のない部分については」、他の規範があるが、これを法規範と混同してはならない。これを混同するのは論理的誤謬であり、「かかる誤謬を来すのは、法規範でなくては吾々の社会生活を規律する實際上の作用を為さない、とゆう前述の法万能論の思想の結果である」(同、一七一—一八頁)と言われている如く、博士は、法万能論の誤謬を繰返し強調されるのである。

そして「右のことは、現行の法の解釈を為す場合に、徹底して理解されていなくてはなりません。現行法は現に法規範として存在する規範です。社会生活について現に存在する社会規範が、社会規範である故に、現行法であるのでありません。現に存在する社会規範でも法規範としては現に存在するものでない、とゆうこともあります。」(同、一八頁)、として、其の混同を警め、法規範でない規範を法規範と混同する法万能論を痛撃し、「それは、又、法たる規範に従えばよい、とする思想と表裏するものであります。……吾々は、實際の社会生活に於ては、全規範を考うべ

きである……決して法万能論の思想をもってはなりません」（同二〇頁）と強調されるのである。これによっても、われわれは、法実証主義の法学が、すべて法万能論に結びつくものである、とする見解の誤りであることを知らねばならないのである。

また、以上によっても明らかなく、社会諸規範の並列的關係観に於て、法万能論を排斥する佐々木博士の結論が、一種の相對主義的法觀の思想であつて、その法学は權力主義の法学でないことを明らかにしているものである、と云うことができよう。このように佐々木法学は、相對主義的法学であるから、従つてまた道德規範を以て法規範に優越するものと見る道德万能論にも立脚するものでないことは、また疑いのないところである。もつとも博士は、以上の引用によつても明らかなく、其の中に、特に、道德万能・宗教万能・習律万能を否定するような意味の言葉を述べられていない。けれども、法以外の規範の万能性、又は法に対する法以外の規範の指導性・主位性を主張されているのではない、と言わねばならない。従つて、其の法学の法思想は、自然主義法学に属するものではなく、また悪しき法実証主義学派に属するものでもない、典型的に、一種の相對主義的法学である、と云うことができよう。しかもそれは、リードブルッフ流の相對主義的法学でないこともまた明らかである。しかし、言うことができるのであれば、佐々木博士の相對主義的法学は、立憲主義または憲法主義に根ざしているものであり、またさらに言うならば、それは人間尊重主義から由来しているのである。これを要するに、佐々木法学は、イデオロギー的にデモクラシーの理念を基調とするものである、ということになるのである（拙稿「佐々木博士の憲法学」等参照）。